

一般社団法人 日本難病看護学会
難病看護師認定制度細則

第1章 総則

第1条 日本難病看護学会（以下、本学会という。）・難病看護師認定制度の実施に関する業務は、本学会・難病看護師認定制度規則に定めたことのほか、この細則によって行う。

第2章 認定制度に係る組織

第1節 日本難病看護学会認定度委員会

第2条（役割）認定委員会は、認定に係る事項として、以下を行う。

1. 新規申請者の審査に関する事項
2. 認定研修・修了試験に関する事項
3. 更新申請者の審査に関する事項
4. 移行措置に関する事項

第3条（役割）認定委員会は、認定者の登録管理に係る事項として、以下を行う。

1. 新規申請者の登録・管理
2. 新規難病看護師の登録・管理
3. 難病看護師更新者の登録・管理

第4条（役割）認定委員会は、制度改正に係る事項として、以下を行う。

1. 必要時、制度改正案の作成

第5条（任期）認定委員の任期は、理事の任期と同一期間とし、再任を妨げない。

2) 委員会の委員に欠員が生じたときは委員長が、委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条（定足数）認定委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の委員を代理人として表決を委任した者は、出席とみなす。

第7条（評決）議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

第8条（権限）規則第4条1～3に関する認定委員会の提案事項は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

第9条（記録）認定委員会の委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

第10条（守秘義務）認定委員会の委員はその業務上入手した情報を守秘する義務がある。

第11条（庶務）認定委員会の庶務は日本難病看護学会事務局において行う。

第2節 日本難病看護学会認定実行委員会

第12条（構成）日本難病看護学会難病看護師認定実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、本学会理事その他学識経験者から若干名で構成する。

第13条（任期）実行委員の任期は理事の任期と同一期間とし、再任を妨げない。

第14条（役割）実行委員会は、認定委員会の決議に沿って、次の各項を実施する。

1. 認定審査認定審査に関する事項（判定案の作成）に関する事項（判定案の作成）
2. 認定研修認定研修に関する事項（研修会企画・運営・受講資格の審査・修了試験の実施）

第15条（報告）実行委員会は、その実施経過を認定委員会に報告しなければならない。

第16条（守秘義務）実行委員会の委員はその業務上入手した一切の情報を守秘する義務がある。

第3章 難病看護師の認定難病看護師の認定

第1節 難病看護師認定条件および申請書類難病看護師認定条件および申請書類

第17条 日本難病看護学会認定・難病看護師の認定は、以下の条件を満たすこととする。

申請時点においては、以下の1～5を全て満たすものとする。

1. 日本国の看護師の免許を有すること。
2. 罰則を受けていないこと罰則を受けていないこと
3. 日本難病看護学会正会員であること。日本難病看護学会正会員であること。
4. 看護実務経験が通算5年以上かつ難病看護領域実務経験が3年以上であること。
5. 難病看護・難病保健領域における実践活動経験を有すること。
6. 日本難病看護学会が開催する認定研修を受講し、学修評価を得て、修了試験に合格していること。

第18条 難病看護師の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

1. 認定申請書と所定の認定審査料
2. 履歴書
3. 免許証（保健師、看護師（准看護師を除く））の写し
4. 実践報告の記録
5. 推薦状

第2節 難病看護師の認定研修

第19条 認定委員会は、前項の申請者に対し、書類による資格審査を実施する。

第20条 資格審査を通過した申請者は、所定の研修会を受講し、修了試験を受験する。

2) 研修会は、専門基礎科目・疾病と治療の理解・看護実践・難病の地域保健の領域で構成する。

第21条 認定審査は、実践活動評価、学修評価、修了試験の総合審査によって行う。

第3節 難病看護師の登録

第22条 代表理事は、日本難病看護学会理事会が日本難病看護学会認定・難病看護師として認定した者に対して、次の事項を行う。

1. 日本難病看護学会認定・難病看護師認定証を交付する。
 2. 第1項の認定をしたときは、本学会認定・難病看護師名簿に登録する。
 3. 第1項の認定をしたときは、その氏名・所属を本学会で公表する。
- 2) 本学会認定・難病看護師の認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。ただし本制度細則27条・28条の規定によって、本学会認定・難病看護師がその資格を喪失したときは、本学会認定・難病看護師認定証の有効期間は、資格を喪失した日に終わる。

第4章 難病看護師の難病看護師の資格更新および申請書類

第23条 本学会は、難病看護師の知識・技術の維持、向上のため、更新制を施行する。

第24条 本学会の認定を受けた難病看護師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第25条 難病看護師の認定を更新申請する者（以下「更新申請者」という。）は、次の各項に定めた資格を全て満たす者であること。

1. 日本国の看護師の免許を有すること
2. 罰則を受けていないこと
3. 更新申請時において、本学会認定・難病看護師であること
(本学会会員であることは前提要件である)
4. 更新申請時において、過去5年間に規定された看護実践や自己研鑽の実績があること

第26条 難病看護師の資格更新を申請する者は、認定資格の有効期間満了の年度内に次の各項に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

1. 認定資格更新申請書と所定の更新審査料
2. 履歴書
3. 活動実施証明書
4. 実践事例報告書
5. 活動報告書

尚、3. 活動実施証明書では、本学会学術集会、本学会主催セミナー等に5年間50ポイント以

上となる参加を証明する受講証等の提出を含む。

- 2) 難病看護師の資格更新を2回目以降に申請する者は、認定資格の有効期間満了の年度内に第1項に定める1. 3. 5の申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第5章 日本難病看護学会認定・難病看護師の資格の喪失

第27条 本学会認定・難病看護師は、次の各項の理由により、認定委員会の議を経て、本学会認定・難病看護師の資格を喪失する。

1. 本学会の会員資格を喪失したとき
2. 本学会認定・難病看護師の資格を辞退したとき
3. 本学会認定・難病看護師の認定の更新をしなかったとき
4. 日本国の看護師の免許を喪失し、もしくは返上し、もしくは取り消されたとき
5. 罰則を受けたとき

第28条 本学会認定・難病看護師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会の審議を経て、代表理事が、本学会認定・難病看護師の認定を取り消すことがある。

第6章 審査料

第29条 審査料は、次の如くである。

認定審査料 30,000 円 (研修会受講料 20,000 円、修了試験料+登録料 10,000 円)
認定資格更新審査料 10,000 円 (登録料を含む)

第30条 既納の審査料は、原則的に返却しない。

第7章 審査の時期および申請先

第31条 委員会は、認定資格の認定および更新を申請する時期、その他について、制度発足初年度を除き、実施の6ヵ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第32条 申請先および手数料送金先は、日本難病看護学会事務局である。

第8章 細則の変更細則の変更

この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

附則

この細則は、平成25年(2013年)8月25日より施行する。

この細則は、一部改正により平成26年8月29日より施行する。

この細則は、一部改正により令和5年8月22日より施行する。

この細則は、一部改正により令和5年12月25日より施行する。